

2026(令和8)年2月10日

電気・ガスなどをはじめとする物価高騰への支援 — 宇城市中小企業等物価高騰対策支援事業 —

光熱水費、燃料費及び資材等の物価高騰の影響を受けている市内中小企業などの事業継続を支援するため、市独自の支援金として宇城市中小企業等物価高騰対策支援事業を実施します。

支援については、直近1年の決算における光熱水費及び燃料費に要した経費に応じて支援金を給付します。

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 給付対象 | ① 中小企業基本法第2条1項に規定する中小企業(法人又は個人)
② 宇城市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主
③ 給付金申請後も事業継続の意思がある者
④ 直近1年間の光熱水費及び燃料費の支出が年間 30 万円以上の事業所
※①～④のすべてを満たすこと |
| 2 | 算定方法 | 光熱水費(電気・ガス・水道等)、燃料(ガソリン・軽油・重油・灯油)×10%以内 上限 20 万円
※千円未満の端数切捨て
ただし、予算の範囲内での支給 |
| 3 | 確認書類 | 法人:法人税確定申告書、決算報告書等
個人:確定申告書の写し等 |
| 4 | 事業費 | 96,722 千円
財源:物価高騰対応重点支援臨時交付金 |

問い合わせ 経済部商工観光課 (課長)坂本 (課長補佐)大嶋
(担当:商工観光係)

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85
TEL:0964-32-1604(直通) FAX:0964-34-3558